5 輸送交通要項

1 目的

この要項は、特別国民体育大会冬季大会スキー競技会に参加する選手・監督、都道府県選 手団本部役員、大会役員、競技会役員、競技役員、視察員、報道員等(以下「大会参加者」 という。)及び一般観覧者の輸送・交通に関して必要な事項を定める。

2 方針

特別国民体育大会冬季大会スキー競技会岩手県実行委員会(以下「県実行委員会」という。)及びいわて八幡平白銀国体八幡平市実行委員会(以下「市実行委員会」という。)は、相互に連携し、関係する機関及び団体(以下「関係機関等」という。)の協力を得て、大会参加者及び一般観覧者の効率的かつ安全・確実な輸送を行うものとする。

3 輸送方法

(1) 全国輸送

大会参加者は、自由集合及び自由解散とする。ただし、関係機関等の協力を得て輸送力の確保に努める。

なお、自家用車等を利用する場合は、駐車場確保の観点から、県実行委員会が行う来 会調査等の際に、その旨を申し出るものとする。

(2) 会場地における輸送

ア 大会参加者

(ア) 開始式・表彰式(以下「式典会場」という。)

原則として自由集合及び自由解散とする。ただし、県実行委員会は必要に応じて計画輸送等を行う。

なお、式典会場の駐車場は、来賓、大会役員、報道関係者の駐車スペースしか 確保できないため、参加選手団は式典会場に設ける臨時乗降場所で参加者を乗降 させ臨時駐車場に車を移動すること。車両運転手の式典会場までの往復は、徒歩 もしくはシャトルバスにて対応すること。

(イ) 各競技会場

原則として自由集合及び自由解散とする。ただし、市実行委員会が必要に応じてシャトルバス運行等の措置を講じる。

(ウ) 各種会議

全国代表者会議、全国報道員会議及び監督会議等は、原則として自由集合及び自由解散とする。

イ 一般観覧者

原則として、公共交通機関(鉄道、路線バス、タクシー等)による自由集合及び自由解散とする。ただし、必要に応じてシャトルバス運行等の措置を講じる。

ウその他

大会参加者及び一般観覧者が公共交通機関(鉄道、路線バス、タクシー等)を利用する場合は、所定の料金を支払うものとする。

4 案内所の設置

県実行委員会及び市実行委員会は、輸送・交通の案内のため必要に応じて案内所を設置する。

5 交通安全対策

(1) 交通規制

式典会場及び各競技会場に通じる道路及び会場周辺の道路においては、必要に応じて 交通規制等を行う。

(2) 持込車両(自家用車・レンタカー)の利用

- ア 大会参加者の式典会場への持込車両での来場は、許可を受けた場合を除き、できない。
- イ 輸送・交通の万全を図るため、スタッドレスタイヤやタイヤチェーン等を装着また は携行し、路面凍結時や積雪時のスリップ等による交通事故、移動不能による交通渋 滞を防止すること。

(3) 駐車場

- ア 式典会場における駐車場は、県実行委員会が発行する駐車許可証の交付を受けた車 両のみが、指定された駐車場を利用できるものとする。
- イ 各競技会場における駐車場は、市実行委員会が発行する駐車許可証の交付を受けた 車両のみが、指定された駐車場を利用できるものとする。
- ウ 式典会場及び各競技会場とも、駐車許可証の交付を受けていない車両の駐車は、身 体に障がいがある人が運転する車両を除き、原則として認めない。

6 その他

この要項に定めるもののほか、輸送・交通に関して必要な事項は、別に定める。